

「バリアフリー施設整備の手引き」の見方、使い方

本書 ~ の構成を示す。本書は、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則に規定した整備基準等の解説であるが、より積極的な整備を期待して様々な配慮事項や事例を提示している。また、整備基準の多くは全国基準である「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)等を準用しているため、詳細な設計基準は全国版の解説書等もあわせて参考にすることが望ましい。

6 バリアフリー経路を構成する出入口

基本的考え方

施設の当該箇所における役割や特性、それらを踏まえた設計上必要な観点や留意事項を記載している。

● 基本的考え方

- 玄関や利用居室等への出入口は、様々な人の動線が重なり合うため、誰もが円滑に利用できる出入口を設計する。
- (1) 誰でも安全かつ容易に通過できる出入口の構造であること。(幅員、段差、床材、取っ手等)
 - (2) 建築物や施設に関する情報が出入口周辺に適切に表示されていること。(案内板、受付カウンタ一等)
 - (3) 外部とつながる玄関には、雨や雪の対策がなされていること。(屋根、車寄せ上屋等)

整備基準

県条例施行規則に規定した最低限守るべき整備基準であるが、次項「設計上の配慮事項」を参考に、より積極的な整備を行っていただきたい。

● 整備基準

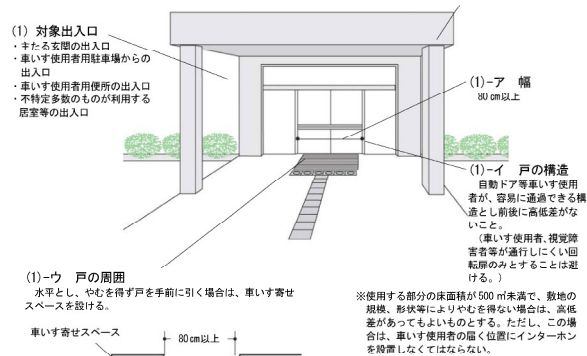
整備基準	バリアフリー経路を構成する出入口	解説図
(1) バリアフリー経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を開ける場合には、自動的に閉閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その後高低差がないこと。 ウ 戸の周囲を水平とし、戸を事前に引く場合は、車いす寄せスペースを設けること。 (2) 直接地上へ通ずる出入口には、出入りの際、風雨、雪等の影響をできるだけ少なくするため、屋根、中寄せ上屋等を設けること。		図6-1 バリアフリー経路を構成する出入口

整備基準の解説

整備基準を図及び補足文章で解説したもので、番号及び記号は、前項「整備基準」に対応している。

● 整備基準の解説

■ 図6-1 バリアフリー経路を構成する出入口



動作特性

建築物、道路のみ

当該箇所における利用者の動作を連続写真で示している。具体的な動作をイメージできるため「整備基準」、「整備基準の解説」、「設計上の配慮事項」に対する理解を深めることができる。

この項目は、特に基本動作の解説が必要な「建築物」、「道路」のみに記述している。

● 動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の出入り動作を表し、後述の「設計上の配慮事項」において、動作特性別、設計箇所別の配慮事項を示している。

● 徒歩者による出入り動作

・ 戸に平行に立ち、利き手で杖を持ったまま扉を開き、戸を開いて出入りする。



設計上の配慮事項（動作特性別）

建築物のみ

建築物では、利用者別に配慮事項を記載しており、「設計上の配慮事項」の図内番号（～）と対応。主な利用者は以下のとおりであるが、高齢者は下記利用者に通じる点が多いため、特記していない。

肢体不自由（立位移乗、座位移乗、介助移乗）



肢体不自由
(下肢・体幹
上肢障害)

- ・杖歩行
- ・歩行器等
- ・車いす
- ・電動車いす
- ・介助用車いす

感覚障害、内部障害



視覚障害

- ・見えにくい（弱視/全盲）
- ・見えない（全盲）



聴覚障害

- ・聞こえにくい
- ・聞こえない



内部障害

設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

設計図内の番号	肢体不自由	
	立位移乗	座位移乗 介助移乗
動線	①	・できるだけ直線的で単純な動線とする。
段の禁止	②	・原則として段がないよう設計段階から配慮する。やむを得ない場合は、傾斜路または昇降機を設ける。
幅員	③	・車いすのすれ違い、転回に配慮する。
床の表面	④	・滑りにくく、つまずきにくい仕上げ、転倒の際に衝撃の少ない材質とする。
角の面取り	⑤	・できるだけ大きな隅切りまたは面取りを行い、車いすの走行や見通しに配慮する。
突出物	⑥	・消火栓や配電盤等を設ける場合には、通行の妨げにならないように設置し、柱等の突出物もできるだけなくす。
手すり	⑦	・必要に応じて壁下の両側に手すりを設け、できるだけ連続して設置する。
キックプレート	⑧	・必要に応じて高さ 35 cm 程度のキックプレートを設ける。
休憩スペース	⑨	・長い通路や広い空間には、休憩できるスペースを確保し、腰掛け等を設置する。
照明	⑩	・通行に支障のない明るさを確保し、照明ムラも避ける。必要に応じて足下灯等を設ける。

設計図内の番号	視覚障害		聴覚障害	
	見えにくい(弱視/色盲)	見えない(全盲)	聞こえにくい	聞こえない
床と壁の識別	⑪	・床と壁の境界を識別しやすくするため、双方の配色は、色相や明度の差に配慮する。		
手すりの点字表示	⑫		・利用居室等のドア前後の手すりに、室名の点字をつける。利用居室等の反対側しか手すりがない場合は、「ムカイ・305」等と表記する。	
避難時の誘導	⑬	・音声による誘導を行うことが望ましい。	・文字や光、記号等による誘導を行うことが望ましい。(フラッシュライト、非常電光表示等の設置)	

設計上の配慮事項（設計箇所別）

整備基準に加え、より積極的な整備を行うために、設計上配慮すべき事項（誘導基準）を図及び写真、表により示している。

この項は、誘導基準としての意味合いを持つため、前項「整備基準」とは寸法や整備箇所等が異なる場合があるので注意する。なお、バリアフリー新法における利用円滑化誘導基準に準拠している。

建築物出入口の幅員の例

整備基準：80cm 設計上の配慮事項：90cm

建築物階段の点状ブロックの例

整備基準：階段の上端に敷設

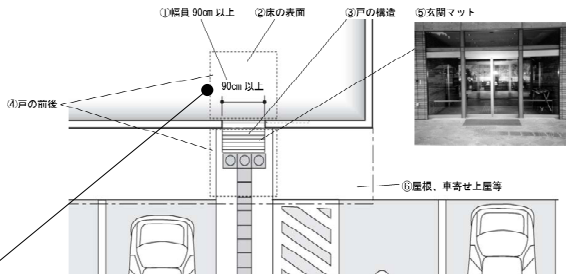
設計上の配慮事項：階段の下端にも敷設

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

外部出入口（玄関）の例（小規模なもの）

■ 屋根、降雪装置



コラム 道路のみ

基準には至らないが留意すべき事項について記載している。整備基準の背景となる考え方や、石川県独自の留意事項等について記載している。

● コラム セミフラット型以外の歩道構造を採用する場合について

● フラット型

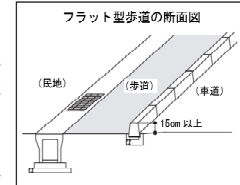
〔これまでの採用理由〕

これまで郊外部や山間部では、フラット型の歩道構造を採用してきた。これは、民地側が法面や田畑である等、沿道で土地利用がされない場合、車道の排水を歩道民地側の側溝に流す構造としたためである。フラット型では、車道の排水が水抜き型縁石を越して歩道民地側の側溝に流れ込むため、車道側に雨水をためる必要がなく、水抜き穴の清掃やメンテナンスも容易であるコストや管理面でのメリットがあった。

〔フラット型を採用できる場合〕

セミフラット型を標準とするが、次のような場合は、フラット型を採用できるものとする。

- ・郊外部や山間部において、人家が薄たんにあらず歩行者交通量も非常に少ない場合。
- ・セミフラット型とした場合、民地側における歩道高さとの調整が不可能である場合。



● マウントアップ型

〔マウントアップ型を採用できる場合〕

次のような場合にマウントアップ型を採用できるものとする。

- ・歩行者が優先される道路であって、車両進入部や交差点部が少ないなど、渡り手構造となる恐れが少ない場合。
- ・既存歩道がマウントアップ型であって、セミフラット型に改修した場合、民地側における歩道高さとの調整が困難な場合。

整備事例

県内を中心に、積極的にバリアフリーに取り組んだ整備例を紹介。所在地等を紹介しており、必要に応じて実物を確認していただきたい。

● 整備事例

● わかりやすい直線的な動線



- ・玄関の出入口は自動両引き戸で、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。(ハートフル神水・宝達志水町)

● 大きな屋根



- ・玄関に大きな屋根がある。
- ・中央に回転扉、その両側に自動両引き戸がある。(石川県庁・金沢市)

● 入りやすい喫茶店



- ・玄関の出入口は自動引き戸で、戸の前後に段差がない。(Cafe off time・小松市)

● 駐車場から出入口まで連続した軒と屋根



- ・障害者駐車場の軒と玄関にはおきかな屋根を連続することで、雨や雪対策がされている。(いしかわ総合スポーツセンター・金沢市)

管理、人的対応の留意事項

施設を安全かつ快適に利用するため、施設（ハード面）を設計する際に見落としがちなソフト面での対応を記載している。

● 管理、人的対応の留意事項

- ・傘立て、ゴミ箱、マットレス等を設置する際には、利用者の動線や通行、戸の開閉動作等を妨げないよう配慮する。
- ・大規模な建築物においては、乗客に対応できる従業員（案内係、受付係等）が常時配置されることが望ましい。
- ・インターホンは、乗客が常時利用できるよう電源を常に入れておくとともに、故障のないよう定期的メンテナンスを行う。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

身体障害者向けのハード整備の中にも、知的、発達、精神に障害のある人に有効なものがあるという着眼の設計上の留意点を記載している。

● 知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、視覚障害者誘導用ブロックをよりどころとして歩くことで不安が軽減される人もいるため、視覚障害者誘導用ブロックの新設は、知的、発達、精神に障害のある人の誘導によっても有効である。
- ・また視覚障害者誘導用ブロックに限らず、手すりの設置や床面の仕上げ、色彩の工夫など歩道のより所や注意喚起として有効な整備が求められる。

